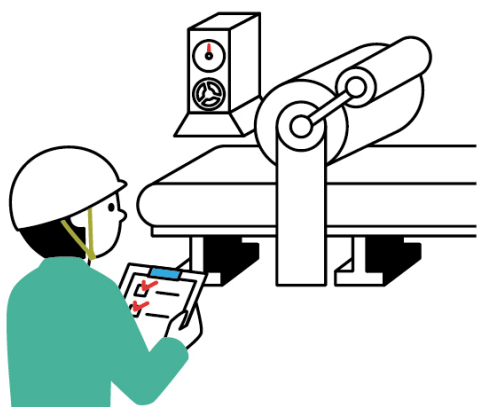


令和8年度

脱炭素化の取組促進に向けた

横浜市省エネ診断支援補助金

募集案内



**省エネ診断を
受診する費用を補助します！**

令和8年4月27日

横浜市経済局中小企業振興課

内容

1	補助制度の目的.....	3
2	補助対象事業.....	3
	＜令和8年度の補助対象となる省エネルギー診断＞	3
3	補助率、補助上限額.....	4
4	補助対象者	4
5	申請受付期間.....	5
6	補助金申請から交付までの流れ.....	5
7	申請方法	6
8	補助金申請の提出書類	6
9	問い合わせ先.....	6

1 補助制度の目的

脱炭素化に取り組む意欲のある企業が、自社の CO2 排出量や電気使用量の把握、今後の設備投資等を目的として、対象の省エネルギー診断を受診する費用を補助します。

助成率 10/10 かつ 50,000 円を上限として申請することができます。

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く

2 補助対象事業

横浜市が定める経済産業省が実施する省エネルギー診断を受診した中小企業者等に対し、対象の省エネ診断の受診費用のうち、事業者の皆様の自己負担分を補助します。

なお、本補助金の申請にあたっては、横浜市が実施する「[脱炭素取組宣言](#)」を行い、宣言時に出力される確認書、又は宣言書をご提出いただきます。

<令和 8 年度の補助対象となる省エネルギー診断>

診断名	申込/問合わせ先	診断機関	診断の概要
ウォークスルー診断	https://shoeneshindan.jp/guide/#walkthrough	登録診断機関	工場・事業所全体のほか、特定の設備に限った診断も可能。
I T 診断	https://shoeneshindan.jp/guide/#itshindan	登録診断機関	計測機器を用いて設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測。データを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。
伴走支援	https://shoeneshindan.jp/guide/#accompaniment	登録診断機関	更新設備の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートを実施。
省エネ最適化診断	https://www.shindan-net.jp/service/shindan/	一般財団法人 省エネルギーセンター	「省エネ診断」による使用エネルギー削減と「再エネ提案」を組み合わせ、エネルギー利用を最適化。
ステップアップ診断	https://www.shindan-net.jp/service/stepup	一般財団法人 省エネルギーセンター	計測データ等を利用し、エネルギー利用のムダを見える化。 ※省エネ最適化診断実施後に受診可能

※各診断の内容や診断費用については、それぞれの事業をご確認ください。

3 補助率、補助上限額

補助率	補助上限額
補助対象経費の <u>10/10</u>	<u>5万円</u>

※消費税及び地方消費税相当額は除く

<注意事項>

- (1) 各年度の申請は、原則1事業者1回とします。
- (2) 複数の事業所・施設等において省エネ診断を受診する場合、補助上限額の範囲内において、対象診断への補助を申請することができます。
- (3) 1回の申請における補助対象経費は、上限の範囲内とします。
- (4) 消費税及び地方消費税相当額は対象外となります。
- (5) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社等）、代表者又は代表者の親族に対する費用は対象外となります。
- (6) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われている場合で、補助対象経費との支払の区別が難しいものは除外します。
- (7) ほかの機関または制度において、重複する内容の助成を受けている場合は対象外となります。

4 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者（※1）

※1 中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定された要件に該当する会社とします。

<中小企業の定義>

業種	資本金又は従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下 又は 300人以下
②卸売業	1億円以下 又は 300人以下
③サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
④小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

- (2) 会社法上の会社に該当しないもので、市内に事業所を有する事業者（※2）

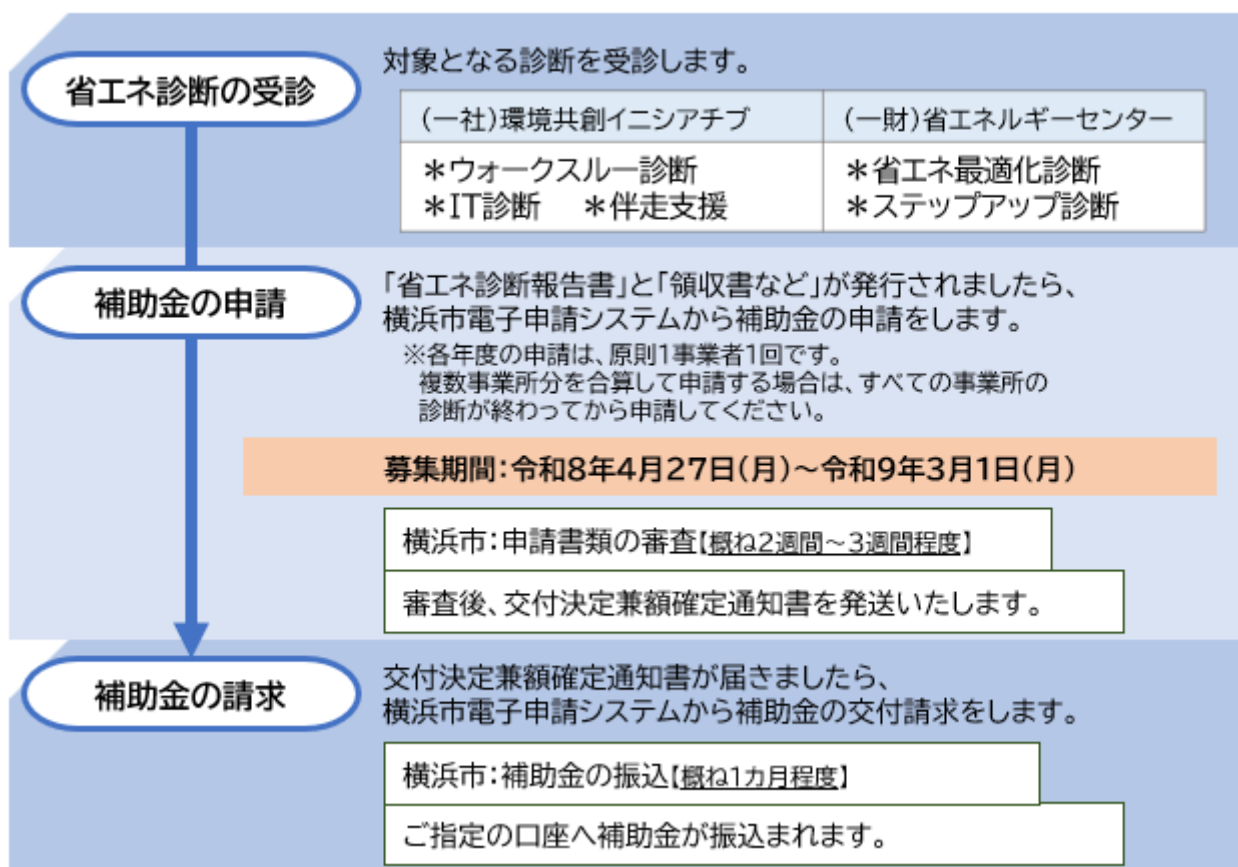
※2 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」、「医療法人」、「学校法人」、「特定非営利法人（NPO法人）」、「協同組合」等をいう。

5 申請受付期間

令和9年3月1日(月)まで

- ※ 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに診断機関への支払いが完了する経費を対象とします。
- ※ 予算の範囲を超えた場合には受付を終了します。
- ※ 実施する施設すべての省エネ診断の受診と支払いが完了したものを対象とします。

6 補助金申請から交付までの流れ



7 申請方法

申請書類をご準備いただいた上、**横浜市電子申請・届出システム**からご提出下さい。

提出は申請企業の方が行ってください。

◎申請はこちら

横浜市電子申請・届出システム：

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/bcba7203-7aa1-43e0-b563-71170437a80d/start>

◎制度の詳細はこちら

横浜市 HP：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/shoenehojokin.html>

8 補助金申請の提出書類

- (1) 「脱炭素取組宣言」確認書、又は「脱炭素取組宣言」宣言書
- (2) 支払いを証する書類（※1）
- (3) 省エネ診断結果の報告書の写し
- (4) 補助対象事業所を市内に有することを証する書類の写し（※2）（※3）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

※1 領収書、または、振込明細書（振込金受取書）、クレジットカードの利用明細 等

※2 法人にあっては、履歴事項全部証明書、営業許可証（飲食店の場合）、その他市長が必要と認める書類のいずれか1点（[横浜市有資格者名簿](#)に掲載されている場合は省略が可能です。）

※3 個人事業主にあっては、開業等届出書、または、個人事業主開業届出済証明書、営業証明書（所在証明書）、営業許可証（飲食店の場合）、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、青色申告書、雇用保険適用事業所設置届の写し、その他市長が必要と認める書類のいずれか1点

9 問い合わせ先

横浜市経済局中小企業振興課

横浜市省エネ診断支援補助金 担当

TEL：045-671-4236

Mail：ke-sengen@city.yokohama.lg.jp